

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 事業者名 月島機械(株) 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生するスラッジを加圧脱水処理する設備である。修繕内容は脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。
以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島機械株式会社 札幌支店
- 3 特定理由

本修繕対象機器である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。

本設備は、上記業者により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから施工業者である上記業者以外では行うことができない。

以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。